

# 「老齢年金生活者支援 給付金制度」の

請求手続きが、  
はじまります。

中に入っている  
ハガキに名前を  
書いてご請求ください。



対象者の方には、「日本年金機構」からこの封書が届きます。

# 以下の支給要件を満たしている方が対象者です。 また、受け取るには請求手続きが必要です。

- 65歳以上で老齢基礎年金※1を受けています。
- 請求される方の世帯全員の市町村民税が非課税となっている。
- 前年の公的年金等の収入金額※2とその他の所得(給与所得や利子所得など)との合計額が879,300円以下である。

※1 旧法の老齢年金、旧共済の退職年金、その他の老齢・退職を支給事由とする年金であって、政令で定める年金についても対象となります。※2 障害年金・遺族年金等の非課税収入は含まれません。

## 給付額

月額5,000円を基準に、保険料納付済期間等に応じて算出され、  
次の①と②の合計額となります。※1

$$\text{① 保険料納付済期間に} = \text{5,000円} \times \frac{\text{保険料納付済}}{\text{期間}} \text{ / 480月}$$

基づく額(月額)

$$\text{② 保険料免除期間に} = \text{10,834円} \times \frac{\text{保険料免除}}{\text{期間}} \text{ / 480月}$$

基づく額(月額)

※1 前年の公的年金等の収入金額とその他の所得との合計額が779,300円を超え879,300円以下の方には、①に一定割合を乗じた補足的老齢年金生活者支援給付金が支給されます。※2 給付金額の算出のもととなる保険料納付済期間等は、お手持ちの年金証書や支給額変更通知書等でご確認できます。※3 保険料全額免除、3/4免除、半額免除期間については10,834円(老齢基礎年金満額(月額)の1/6)、保険料1/4免除期間については5,417円(老齢基礎年金満額(月額)の1/12)となります。

## 請求はカンタン!

日本年金機構から届く封書の中に入っているハガキに記入して送るだけ。

1 封筒が届く



2 記入して  
切手を貼る



3 投函する



※給付額等は、2019年度の金額です。

年金生活者支援給付金のご請求でお困りになったときには、お電話ください。

年金生活者  
支援給付金  
専用ダイヤル

0570-05-4092

〈受付時間〉月曜日 午前8:30～午後7:00 | 火～金曜日 午前8:30～午後5:15 | 第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日から1月3日はご利用いただけません。

①日本年金機構や厚生労働省から、電話で口座番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることがあります。「年金生活者支援給付金」をかたる詐欺にご注意ください。

ひと、暮らし、みらいのために  
**厚生労働省**  
Ministry of Health , Labour and Welfare